

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

● 健康経営に関する取組

従業員や当社に関わっているパートアルバイトなどの全てのメンバーが長く働き続けられるためのモチベーション維持をおこなっていく

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価の低減要求は行いません。取引の対価を決める際には、下請事業者から協議の要請があった場合には、適正な利益を含めた労働費の増加の影響を考慮し、十分な協議を行います。取引の対価を決める契約において、契約条件を書面などで明確に提示します。

② 手形などの支払条件

下請業者に対しては、可能な範囲で現金で代金をお支払いいたします。手形での支払いの場合には、下請業者に割引料などを負担させず、支払い期限を60日以内にするように努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産の取引に関しては、ガイドラインや契約書のサンプルに基づいて取引を行います。片務的な秘密保持契約の締結や、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは要求しません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請け業者に対して、適正な負担を伴わない短い納期での発注や急な仕様変更を要求しません。災害時などにおいては、下請け業者に取引上的一方的な負担を負わせないようにし、また、事業再開時などには、できる限り取引関係の継続を考慮します。

3. その他（任意記載）

なし

2023年6月22日

CONTOP 株式会社

企 業 名

代表取締役 青木雄治

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。